

台風 15 号の豪雨により被災された皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。
日本共産党袋井市委員会

インボイス中止を！

インボイス制度実施まであと 1 年

中小業者、フリーランスに消費税の負担を迫るインボイス制度の実施が、1 年後（2023 年 10 月 1 日）に迫りました。

消費税は、課税事業者が、売り上げにかかる消費税から仕入れ・経費にかかる消費税を差し引いて、その差額分を納めます。

インボイス制度が始まると、登録番号付きの請求書（領収書）がなければ、仕入れ・経費にかかる消費税が引けなくなります。登録番号付きの請求書をインボイス（適格請求書）と呼びます。

インボイスを発行できるのは、税務署に登録申請を提出し、登録を受けた課税事業者だけです。

この登録申請がいま行われているのです。

議会でも話題に、が…

市議会 9 月定例会で、インボイスに関する一般質問がありました。

質問の趣旨は、免税事業者がインボイスを発行できる課税事業者になるために、情報の周知と登録サポートを市に求めるというものでした。

いま、免税事業者は、「課税事業者となり、複雑なインボイス発行システムの導入・維持や重い事務負担で、消費税を納めるか」、「課税事業者との取引をあきらめるか」の選択を迫られているのです。どちらを選択しても大変で死活問題です。税制で廃業に追い込まれてはたまりません。免税事業者が望むのは、インボイス制度の中止しかありません。

急速に広まるインボイス制度への意見書

9 月 21 日、岐阜県関ヶ原町議会で、「消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願」が全会一致で採択されたというニュースが入ってきました。各地方自治体で、「意見書」の採択が急速に広まっています。

7 月末時点で 423 の自治体で意見書が採択されています。5 月末まででは 175 の自治体でしたので、6 月議会で一気に増えたのです。さらの 9 月議会でもその

傾向が続いています

袋井市議会でも、「インボイス制度中止の意見書」の採択が望まれます。

あなたもインボイス発行が必要かも

飲食店で消費者とだけの取引ならインボイスは必要ありません。しかし、会社の研修時の昼食などでは、インボイスの発行が必要となります。このように、クリーニング店・工務店・弁護士・個人タクシー・農家など零細事業者でもインボイスの発行が迫られます。

フリーランスといわれる方もインボイスの発行が必要となる場合があります。食事の配達員・小説家・漫画家・イラストレーター・フリーカメラマン・パソコン入力作業請負・タレント・予備校・塾などの講師・英会話教室講師・ピアノ教室などの講師・雇用契約を除くインストラクターなどです。

また、全国約 70 万人がいるといわれているシルバー人材センターの会員も必要となります。

影響は 1000 万人以上に及ぶといわれています。

消費税 5% 減税こそ必要

インボイス導入の理由を「複数税率の下で適正な課税を行うために必要」と説明します。

しかし、複数税率が導入され 3 年がたちますが、納税事務に混乱は起きていません。インボイスを導入しなくても、現行の帳簿方式で十分やっています。

コロナ禍に、原油・物価高騰の危機が押し寄せています。暮らしを守り、経済を支えるには、消費税を 5% に減税すべきです。そうすれば、インボイスも必要ありません。

来年度予算への要望 お寄せください！

日本共産党議員（竹村眞弓）として、来年度予算への要望書を 10 月 3 日に提出します。

ぜひ、あなたの願いや要望を、お寄せください。

竹村まで ☎ 42-9317